

労働保険事務組合制度をご存知ですか

労働保険事務組合制度とは

労働保険(労災保険・雇用保険)には、加入手続をはじめ、保険料の申告納付や雇用保険の被保険者に関する届出等様々な事務手続があり、事業主にとって負担となっていることが少なくありません。

そこで、事業主の事務の負担を軽減するため、厚生労働大臣の認可を受けた事業主の団体等が、各事業主に代わって、これらの事務を一括して処理することができるようにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託できる事業主は

常時使用する労働者が、以下の規模の事業主です。

金融・保険、不動産、小売業……………50人以下
卸売、サービス業(※)……………100人以下
その他の事業……………300人以下

(※ 除外業種があります。詳しくはお問い合わせください。)

労働保険
事務組合



委託できる労働保険事務の範囲

- ① 労働保険の概算保険料、確定保険料等の申告及び納付事務
- ② 保険関係成立届、雇用保険事業所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等に関する事務
- ⑤ その他、労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険・雇用保険の給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合に委託することはできません。

委託するとこんな利点があります

- ① 労働保険の加入手続をはじめ、保険料の申告納付等事業主の行う事務処理が大幅に軽減されます。
- ② 労働保険料の納付を3回に分割することができます。
- ③ 事業主や家族従事者なども労災保険に特別加入することができます。

労働保険料の分割納付とは…

通常は概算保険料額が40万円(労災保険または雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合のみ、労働保険料の納付を3回に分割することができますが、労働保険事務組合に事務を委託すると、概算保険料額にかかわらず、労働保険料の納付を3回に分割することができます。

労災保険の特別加入制度とは…

労災保険は、本来、業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害または死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方で、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方に対して、特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。労働者を一人でも雇用する事業主が、労働保険に加入して労働保険事務組合に事務を委託すると、事業主や家族従事者なども特別加入することができます。

労働保険事務組合への事務委託の手続は

労働保険事務組合に事務処理を委託するには、まず、「労働保険事務委託書」を委託しようとする労働保険事務組合に提出します。委託手数料は、事業主で負担していただきます。

★労働保険事務組合への問い合わせは、[全国労働保険事務組合連合会京都支部](http://www.kyoto-rouhoren.jp/) [検索](#)
TEL.075-212-0015 ホームページ <http://www.kyoto-rouhoren.jp/> をご利用ください。

★また、労働保険事務組合の名簿(連絡先一覧)は、[京都労働局](https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html) [検索](#)
ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/home.html> に掲載しています。

労働保険の加入手続等について、ご質問、ご不明な点等があれば、京都労働局労働保険徴収課(075-279-3220)または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

労働保険に加入されていない事業主の皆様へ

労働者を1人でも雇用している場合は、労働保険に加入する義務があります！

京都労働局労働保険徴収課

1 労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した名称であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に、一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業主は、労働保険の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険とは

労働者が業務上の事由または通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者に対する失業給付や再就職援助給付、能力開発事業、生活の安定・雇用の継続のための育児・介護休業給付や高年齢雇用継続給付を行います。また、失業の予防、雇入れ支援、雇用管理改善のための事業主に対する各種給付金・助成金制度も運営しています。

2 労働保険の加入手続き

労働保険に加入するには、まず労働保険の保険関係成立届(労働保険への加入届)を所轄の労働基準監督署または公共職業安定所に提出します。そして、その年度分の労働保険料(保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に保険料率を乗じて得た額)を概算保険料として申告・納付することとなります。

3 加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が故意または重大な過失により、労働保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合は、事業主から

- ① 当該年度から最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)を徴収するとともに、
- ② 以下により、労災保険給付額の100%または40%を事業主から費用徴収することになります。

① 労働保険の成立(加入)手続きについて労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合



事業主が**故意**に手続きを行わないものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

② ①以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合



事業主が**重大な過失**により手続きを行わないものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

4 労働保険に自主的に加入していない場合

京都労働局では、労働保険への加入義務があるにもかかわらず、加入していない事業主に対し、厳格な対応を行うこととしております。

(1) 労働局職員の訪問等による加入勧奨・指導の実施

労働保険に未加入の事業所に対し、労働局、労働基準監督署または公共職業安定所の職員や、国が加入勧奨を委託している労働保険加入促進業務の受託団体の労働保険適正加入推進員が、訪問等により、加入勧奨・手続指導に当たることとしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(2) 労働局による職権成立手続(強制加入手続)・労働保険料の遡及徴収の実施

再三にわたって加入勧奨・手続指導を行ったにもかかわらず、自主的に成立手続(加入手続)を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、職権による成立手続(強制加入手続)を行うとともに、当該年度から最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)を徴収することとしておりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

労働者を一人でも雇用している事業主の皆様は、早急に労働保険成立届を最寄りの労働基準監督署に提出してください！